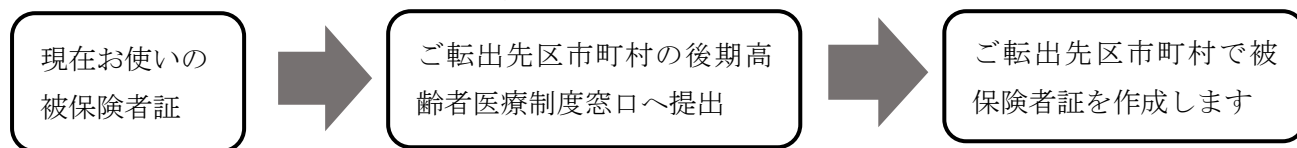


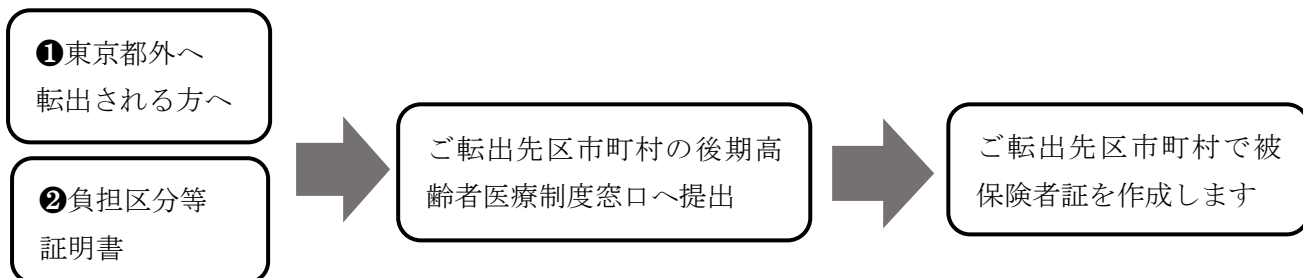
後期高齢者医療制度における転出・転入のご案内

被保険者証関係

(1) 板橋区から都内へ転出された場合



(2) 板橋区から都外へ転出された場合



※被保険者証の有効期限は 転出日の前日まで です。

転出日以降使用した場合には、保険者支払医療費を返金していただく手続きが必要になりますので、ご注意ください。

※現在お使いの被保険者証は、ご転入手続き完了後、返信用封筒で板橋区へご返却いただくか、ご自身で破棄してください。

(3) 他の区市町村から板橋区へ転入された場合

- ①新しい被保険者証は、おおよそ1週間後に、簡易書留郵便でお送りいたします。
- ②被保険者証が届くまでの代わりに、「医療機関の方へお願い」をお渡しします。
(医療機関へ提示することで、資格の状況を区役所から医療機関へご説明いたします)。

保険料関係

◎後期高齢者医療保険料は、区市町村ごとに被保険者の皆さまへご請求しています。

(1) 板橋区から他の市区町村へ転出された場合

- ①保険料については、前月分まで(転出日が月末の場合は当月分)までのご負担になります。
- ②ご清算結果として「保険料額変更決定通知書」をお送りいたします。
- ③お手元に届きました書類に応じて、過誤納還付金の申請手続き又は保険料の追加納付をお願いいたします。
- ④特別徴収(年金天引き)や口座振替の方に関しては、区役所側で中止の手続きを行いますので、お客様による中止の手続きは必要ございません。
- ⑤年金天引きや口座振替を中止する手続きに、一定の時間を要するため、ご転出後も引かれてしまう場合がありますが、それまでのお支払金額と合わせてご清算させていただきます。

※転出後の保険料のお支払いについては、転出先区市町村窓口にご確認ください。

(裏面にも続きがあります)

(2) 他の区市町村から板橋区へ転入された場合

①後期高齢者医療保険料は、ご転入月分からのご負担になります。

②ご転入手続きをされた翌月以降、保険料額決定通知書をお送りいたしますが、板橋区からは納付書でのご請求となります。

※今まで特別徴収(年金天引き)だった方でも納付書払いに変更されます。

※ご転入後の保険料のお支払いについて、口座振替をご希望の方は、再度お手続きが必要になります。

③転入時期によって、特別徴収(年金天引き)への切り替え時期が異なります。特別徴収が開始する場合は通知を送ります。

問合せ先 東京都板橋区役所 後期高齢医療制度課
電話番号 03-3579-2327・2373